

平成25年 5 月 29日

指定都市サミットin 神戸

市長会議

午後 1 時30分開会

○事務局 失礼をいたします。定刻となりましたので、ただいまから指定都市サミットを開催させていただきます。

私は、指定都市市長会事務局長の広瀬でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、各市長には大変御多忙のところ、会議に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより指定都市市長会の諸活動、また事務局の運営につきまして御指導いただいております。心からお礼を申し上げたいと思います。

まず、本日の資料でございます。机上に配付してございますが、左側手前に午前中行いました5部会からの報告関係、その奥に本日御議論をいただきます要請文案、あるいはアピール文案等を置いてございます。また、右側の資料のほうに、その他の資料として順に並べてございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、今回の会議の開催市であり、また、指定都市市長会の会長でもございます神戸市の矢田市長から、御挨拶をよろしくお願いします。

○神戸市長 大変お忙しい中、昨日のシンポジウム、また、この現地の施設の見学等も行っていたいただきまして、全員ではございませんでしたけれども、御参加いただきました。本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、本日、大変お忙しい中で、この神戸までお越しいただきましたことに御礼を申し上げたいと思います。

ところで、昨年末の政権交代以降でございますが、政府の成長戦略に向けた期待感とか、あるいは最近の金融政策の状況などを背景にしまして、今、株は非常に乱高下の状況にもございますが、半年ほどと比べますと、随分と状況が変化をしているという状況でございます。

そういう中で、景気回復ということが大きく課題として浮上してこようと思っておりますが、完全失業率というものは、まだ4%台という状況でございますし、さらに、この円高の是正はなされておりますけれども、一方で長期金利が1%を超えるというふうな状況も見受けられるところでございまして、そういった点で、实体经济そのものが、今後どのように推移していくのか、注視する必要があるというふうに思っております。

指定都市市長会としましては、市民に身近な基礎的自治体でございますし、また全国の自治体全体のリード役として機能していくということも必要でございますし、また、圏域の中核都市としての機能もあるわけでございますが、そういった中で、やはり国民、市民が将来に向けて安心して暮らしていける、そういう社会を築いていくということは、とりもなおさず重要なことではないかというふうに思っておりますし、また、日本の再生につながる、そういう役割を指定都市が持って、そのポテンシャルを高めていくということも大いに重要なことではないかというふうにも考えてございます。

現在、国におきましては、経済財政の大きな柱になると思っておりますが、骨太の方針2013の取りまとめが進められております。今日も議題の中で、そういう案について御検討をいただくわけでございますが、この中で地方分権の改革について取り上げられてもおります。そういう中で、現在、地方分権改革有識者会議において議論が進められておるところでございますけれども、やはりこの政令指定都市の市長会として、これに対して意見を申し上げなければということで、この関係先に要望をするように、今、予定をしておりますので、十分、今日、議論を頂戴したいと、このように考えてございます。

この7月には参議院の選挙があるわけでございますが、そういった状況のもとに、今後、夏までに国の方向性を決める大きな出来事がいろいろあるわけございまして、そういう中で、指定都市市長会としまして、日本の国の着実な発展に向けた取組、そ

の一つである成長戦略というものに対して、また、真の分権社会の実現に向けての取組ということで、これらを国、また関係する団体のほうに向けまして、積極的に活動を進めていく必要があるというふうにも考えておるところでございます。

本日のこの会議でございますが、午前中に開催をされました5つの部会の検討状況、また、国会議員、さらに中核市、特例市との連携等につきまして、それぞれこれからの方向性をご説明いただきますとともに、活発に皆さんから御議論を頂戴をいたしまして、指定都市市長会として積極的な意見発出をしてまいりたいと考えてございます。ぜひそういった視点で、いろいろと御意見を出していただきたいというふうに考えてございます。

最後になりますが、本日のこの指定都市サミット in 神戸が、実りのあるものになるように心から御期待を申し上げまして、簡単でございますが、冒頭の御挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。なお、本日は横浜市長様、大阪市長様、北九州市市長様は、それぞれ公務のため御欠席でございます。それぞれ副市長に代理出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、報道の方をお願いをいたします。これ以降につきましては、記者席からの取材ということでよろしく願いいたします。

それでは、会議に入りたいと存じます。指定都市市長会の規約第9条5項によりまして、開催市の市長が議長になるということになってございますので、矢田神戸市長、よろしく願いいたします。

○神戸市長 それでは、規約に従いまして、会議の議長を務めさせていただきます。各市長様におかれましては、円滑な議事進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、地方分権改革推進部会からの報告・提案事項についてから始めたいと思います。この件について、部会長の阿部川崎市長さんから説明をお願いいたします。

○川崎市長 川崎市長の阿部でございます。それでは、地方分権改革推進部会の審議内容について御報告いたします。

まず初めに、地方分権改革の推進についてでございます。それぞれお手元の資料に沿って御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

資料1-1が地方分権改革の進捗状況と、資料1-2が地域自主戦略交付金、資料1-3が地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会要請（案）についてでございます。

まず、地方分権改革の推進について、資料1-1から資料1-2で御説明いたします。

まず、資料1-1をご覧くださいと思います。

地方分権改革の進捗状況等についてでございますが、初めに、1段目の国の動きにつきましては、3月に総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が設置され、また、4月には、学識者及び実務経験者により構成する地方分権改革有識者会議が設置されるということで、新たな取組が進められております。

2段目、義務付け・枠付けの見直しにつきましては、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて制定された一括法に沿って、条例の整備等を行うとともに、第4次見直しに係る事項と、昨年廃案となった旧第3次一括法案に係る事項と合わせて、新たな第3次一括法案が現在、開会中の通常国会に提出され、先に参議院において可決されて衆議院で審議されているところでございます。

課題等といたしましては、第4次見直しに係る事項のうち、新たな第3次一括法案に盛り込まれなかったものがあるということ、それから、地方分権改革推進委員会の

勧告に示された内容のうち、実施されていないものがあるということから、十分なものとは言えないということから、今後もさらなる見直しの実施が必要であると認識しているところでございます。

次に、3段目でございます。基礎自治体の権限移譲につきましては、先ほどの義務付け・枠付けの見直しと基本的に同じ経過で、第4次見直しに係る新たな第3次一括法案が提出されておりますけれども、課題等といたしましては、法案に盛り込まれなかったものがあること、勧告に示された内容のうち、実施されていないものについて、さらなる移譲の実施が必要であるというところでございます。

次に、下段、国の出先機関の事務・権限の移譲につきましては、ハローワークについて、国・地方の一体的実施の取組について、地方からの提案事業を開始しております。一方で、直轄道路、直轄河川等につきましては、具体的な取組が進んでいない状況でございます。現在、地方分権改革有識者会議において、国の出先機関の事務・権限の移譲について検討が進められているところでございます。

課題等といたしましては、見直しに向けた工程の提示と、具体的な移管に向けた着実な改革の推進が必要であるところでございます。

地方分権改革につきましては、今後も地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議など、国の動向を注視しながら、必要に応じて働きかけを行っていく必要があると考えております。

次に、地域自主戦略交付金について御説明いたしますので、資料1-2をご覧くださいと思います。

地域自主戦略交付金につきましては、政権交代により、平成24年度までで廃止となりました。今後の要望活動等の参考となるよう、各都市へのアンケートを踏まえまして、この交付金の評価などについて総括するものでございます。

1 ページですが、平成24年度における制度改正に向けた対応についてまとめており

ます。昨年5月の緊急意見等、続けて行いました制度改善意見、2ページは、政権交代を受けて、今年1月に行った要請の内容でございます。

続いて、3ページですが、地域自主戦略交付金の廃止後、その相当分について、平成25年度当初予算等でどのように対応されたのかをまとめておりまして、中段以下にございます、国から示された廃止後のイメージにおきまして、統合メニュー化や、事務手続等の簡素化など、運用改善が図られているものとされております。

4ページですけれども、各市の評価でございます。今年4月にお願いをいたしましたアンケートの集計結果でございます。

7ページに各市の評価をまとめさせていただきましたが、地域自主戦略交付金につきましては、地域の自主性を高める取組が一步前進いたしましたけれども、一方で地方が必要とする総額の確保、事務の簡素化、制度運用の効率化等の面で課題が残っているという結果となっております。

こうしたことから、平成26年度の国への要望活動におきましては、下にございまして、提案するところでございます。

要旨といたしましては、2項目がございます。

初めに、地域自主戦略交付金は、本来は廃止の上、税源移譲されるべきものであるとしております。

次に、政権交代後、各省庁に移行された交付金について、税源移譲までの経過措置とすること、あるいは継続事業への配慮、事務手続の簡素化など、地方にとって重要度が高く、活用しやすい制度とすることを求めることとしております。

8ページですが、参考といたしまして、関連する国の動向等を記載してございますが、今後とも骨太の方針や、平成26年度予算編成に向けた動向を注視し、適切に意見発出する必要があると考えております。

次に、地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会要請（案）について御説明いたしますので、資料の1－3をご覧くださいと思います。

地方分権改革につきましては、新たな第3次一括法案が国会に提出されるなど、一定の進展が見られ、取組が一步前進したものと評価しているところでございます。

しかし、地方が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行うことが可能となるためには、その取組は不十分であることから、総理大臣の強力なリーダーシップのもとで地方分権改革有識者会議において、指定都市等の地方の意見を十分反映させながら、さらなる地方分権改革の推進に向けて取り組んでもらうよう要請を行っていくものでございます。

要請の項目については、1、さらなる義務付け・枠付けの見直し、指定都市への権限移譲及び税源移譲の推進。この中では、特に県費負担教職員等の道府県からの政令市への移譲について、財源措置を強く求める内容を明示しております。

それから、2番目、国の出先機関の事務・権限の移譲、3番目、国庫補助負担金の改革、ここでは国庫補助負担金の改革について、原則廃止して、税源移譲ということですが、それまでの間について、特に全額、継続事業対応分を含め全額措置をすること、そして、それを使い勝手のいい制度とすることについて求めています。

4番目、国直轄事業負担金の廃止、それから5番目、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止でございまして、これは内容が明確にわかるように、表題を「地方交付税の必要額の確保」それから「臨時財政対策債の廃止」ということで、明確にしております。

地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会要請（案）についての説明は、以上でございます。

続きまして、本日の部会における議論につきましては、お手元の資料で御報告をさせていただきます。

先ほど要請（案）についても、特に強調して御説明いたしましたけれども、1つ目は、地方分権改革の進捗状況等についてでございますけれども、さらに、義務付け・枠付けの見直し、それから権限移譲、国の出先機関の権限移譲、それから国庫補助負

担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること、あるいはそれまでの間の財源措置、あるいは地方交付税について、先ほどお話ししましたように総額の確保と、それから臨時財政対策債の廃止ということでございます。

それから、地域自主戦略交付金については、先ほどの国庫補助負担金についての意見と同じ内容になっております。特に先ほど申し上げましたように、税源移譲が本来の筋であるということと、それまでの暫定措置として総額確保することでございます。

それから、3番目の県費負担教職員の給与等の移譲につきましては、道府県からの移譲を前提としまして、教育委員会の事務費とか、あるいは職員の加配等々について府県が措置しているものについても適切に移譲されるようにというような内容を特に強調しているところでございます。

以上の議論をまとめまして、4月に設置された地方分権改革有識者会議において、指定都市等の地方の意見を十分反映させながら、さらなる見直しを確実に進めるため、要請（案）を取りまとめたというところでございます。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○神戸市長 ありがとうございます。それでは、地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会要請（案）について、御意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。はい、どうぞ。

○名古屋市市長 名古屋市でございますけど、午前中は出席できず申し訳ございませんでした。

県費負担教職員のことですが、これは以前からずっと議論しておりますし、昨今、いじめ問題など何か学校の先生だけ特権があるようで、やはり県ではなく市町村のところで現場に張りつくことによって、先生も意識を持ってもらわないといけない。教育委員会自身も、本当に独立するなら選挙をやらないといけないが、今の自治体でや

らないといけないという法制度のもとでは難しいということで、県費負担教職員については、名古屋では、もう知事と話をしているところです。こっちから払うお金と相殺すれば、できる部分もあるので、この話は緊急アピールにするとか、相当強く出す必要がある。言ってみれば、いじめ問題などにも直結している。ぜひ緊急アピールとか強い主張をしていただきたい。リコールもおかげ様で、政令市は2カ月になりました。法定数も減りました。実現することもありますので、ぜひ強く県費負担教職員の問題をアピールしてほしい。

もう一つ、前にも言いましたが、何か日本中、誤解がありまして、交付税をちょっともらっていると、その自治体は扶養団体であるというようなことで、この間数字を出しまして、いろんな違いがあり、なかなか言いにくいこともありますが、国が金を出してばらまいている訳じゃないんだと。交付税をもらっているところが扶養団体であれば、その原資を支払っているところがなければ、おかしいじゃないですか。納税者というか、担税団体として、やっぱり強いアピールを出さないと、日本中誤解しています。特にテレビのコメンテーターなんか、みんな誤解している。名古屋でも66億円の交付税を去年もらいました。交付税をもらっているのに減税をするのはおかしいと言われている。どれだけ上納していると思っているのか。ひとつ基本的な話として強く言わないといけない。

以上でございます。ありがとうございます。

○神戸市長　ただいま河村市長さんから県費教職員の見直し等については、緊急アピールをすべきだという御意見がございますが、これにつきまして御意見ございますか。

○川崎市長　これは、先ほどの部会での議論もありまして、具体的に国の基準で県が負担しているもの以外に、どれだけの費用を県が単独で出しているかということ、この政令市の構成メンバーがきちんと調査をして、金額を出して、具体的にこれにつ

いて財源措置を求めるといような検討も進めるということが部会で議論されておりますので、そういうのを取りまとめた上で、具体的な要請事項として県に持っていくという取組をしたいと思います。

それから、地方交付税については、首都圏の九都県市首脳会議で、地方交付税という名前がよくないので、地方交付税という名称を変えて提案していったらどうかと話が出ていますので、そういったこともこれから議論をしていく必要があると思います。地方交付税ではなくて、地方自治体の共通の財源であるということを明確にする。

○神戸市長 この扱いについては、先ほど御説明がありましたように、資料1-3で、これ政令市の市長会の要請ということで発出をしようとしているわけですが、その中でこの県費負担の教職員給与の移譲に係る財政措置という、最初の項目立てに上がっておるわけですが、これをここに入れずに、別にアピールということをやすべきだというのが、河村市長の御意見かと思いますが。

○名古屋市長 午前中欠席して川崎市長さんに申しわけないですが、私は何となくいじめ問題と直結しているイメージがあります。お給料の出所が違うので、先生が全然ぴんときてないです。そういう面もあって、名古屋、愛知は相殺すると。移譲してくれなくてもいい代わりに、上納金も払わない。こう言ってあります。いじめ問題もあり、待ったなしではないかと考えている。

○川崎市長 その辺はそれぞれの都市の教育委員会の対応の問題、教育長の問題でもあるんですね。だから、今、義務教育については、政令市の教育委員会の所管になって、財源もそうなるということで、これは一歩進みつつあるわけですから、まずは財源措置をきちっとしよう。それから、府県から政令市にどれだけ財源を移すかというのが、一番大きな議論になっているわけで、これ具体的に地方制度調査会とか有識

者会議とかで検討している場に、きちんとまとめた形で意見を出していくということが重要だと思います。

もう少し具体的に、今現にどのようなお金がどのくらい出ているかというのを具体的に調べるということで、先ほどの部会でそういう意見が出ました。これは当然、今、有識者会議だとか、地方制度調査会でも大問題になっていますし、教育委員会のあり方については、骨太のほうで、議論になっていますので、議論進むだろうと思います。

○名古屋市長 先生と話す、そのほうが良いと言っています。やっぱり市からお給料をもらったほうが、密着してやる気が出ると言っています。

○相模原市長 この県だとか国からの財源移譲、これは当然の話だと思うんですが、そのときに県がやっている支援教員、これは県独自で多分出しているんだと思うんですね。そうした部分の財源も研究されて、市の財政負担のないように、我々も県民税、市民が払っているわけですから、それをフィードバックさせる、こういったことも少しアピールしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

○川崎市長 そうするようにという意見でまとまっています。

○神戸市長 こういった点については、この意見発出の中にも、分権という点の上で、一番重視すべきものとしての項目が、今日の議論の中でも上がってきていますので、要請をする際に、今の河村市長の意見などもつけ加えて要請をするということでいかがでございますか。

○川崎市長 それから、それぞれの今検討されている機関で、節目、節目がありますので、その都度、適宜適切に、事務局と会長一任という形で文書をつくって、全市に

回して了解を取りながら要請していくと、そういう取組がいいんじゃないかと思えます。

○神戸市長 いずれにしても、これは非常に重要な点でございますので、そういう点についても、市長会の総意として、これを出そうといったわけでございますので、だからその背景になるようなことも含めて、意見として申し上げるということでしょうか。よろしゅうございますか。

○名古屋市長 はい。

○神戸市長 それでは、ただいまの要請（案）についてお諮りいたしますが、このように決まましてよろしいございますか。

○一同 異議なし。

○神戸市長 ありがとうございます。それでは、また後ほど御審議を頂戴します骨太方針に対するこの提案もでございますので、国等への要請に当たりましては、私と部会長でいらっしゃいます阿部川崎市長さんと御一緒に、要請活動も行ってまいりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

それでは、次に、大都市制度検討部会からの報告・提案等について、部会長の鈴木横浜副市長さんより御説明をお願いいたします。

○横浜市副市長 横浜市の副市長の鈴木でございます。今日、林がどうしても欠席をしなければいけなくなりまして、代理で御報告いたします。

まず、議題の1点目の第30次地方制度調査会における大都市制度のあり方等につい

ての議論経過につきまして、資料 2-1-1 をご覧いただきたいと思います。

地方制度調査会では、現在、答申に向けた議論が行われており、今月24日に開催された専門小委員会において、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申（素案）が示されましたので、本日、資料 2-1-2 としてお配りをしております。

この資料 2-1-2 の中身を若干触れたいと思います。

6 ページをご覧いただきたいと思います。6 ページ第 2、現行の大都市等に係る制度の見直しの 1 の（2）「二重行政」の解消を図るための具体的な方策の中で、二重行政の解消のため、指定都市の処理できる事務は、できるだけ指定都市に移譲することによって、処理の主体を極力一元化することが必要であるとの中間報告の指摘に加え、7 ページでございますが、現在、指定都市に移譲されていない主な事務のうち、指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成している事務については、移譲を基本に検討を進め、道府県等が懸念を示した事務についても、工夫を講じることによって移譲することができないか、さらに検討するとされております。

次に、8 ページでございます。②の税財源の配分についての 3 行目でございますが、中間報告では、具体的な税目への言及はありませんでしたが、答申素案では事務の移譲により、新たに財政負担が生じる場合の税源の配分について、住民税所得割や住民税法人割など、具体的な税目が示されております。

次に、14 ページでございます。下段の 2、特別市についてですが、「二重行政」の完全な解消や政策選択の自由度が高まるなど、その意義が明確に示されるとともに、さらに 55 ページの（3）もご覧いただきたいんですが、当面の対応として、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、自主的に特別市に近づけることを目指すという点が、中間報告と同様に示されております。

次に、議題の 2 点目に入ります。多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会アピール（案）につきまして御説明いたします。

資料の2-2でございます。こちらは先ほど本日の部会におきまして御議論をいただきまして、部会としてこの文案で合意をいたしました案でございます。昨年度、指定都市市長会では、様々な機会を捉えて、国や各政党に向けたアピールの発出や要請行動を行ってまいりました。今回、地方制度調査会の答申が近く出されることが想定されるこのタイミングを捉え、指定都市市長会として、特別自治市など、多様な大都市制度の実現に向けたアピールを行うべきと考えております。

次に、議題の3点目になりますが、道州制に関する議論につきましては、資料の2-3をご覧くださいと思います。自民・公明両党が政権与党となって以降、道州制に関する議論がさらに活発なものになっておりますので、改めてその経過や各党の主張をまとめたものでございます。

次に、報告事項になりますが、1点目の特別自治市の早期実現に向けて（共同研究会報告書）について説明をいたします。資料の2-4でございます。

この研究会は、私どもの林市長が川崎の阿部市長に、大都市制度の共同研究の御提案をしたことをきっかけとしまして、平成23年7月の指定都市市長会議の場でお呼びかけをさせていただいたものでございます。横浜市のほかにさいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、京都市、神戸市の7市の部長級職員を構成員として、23年10月に設置しました。

報告書では、新たな大都市制度「特別自治市」の必要性、基本的枠組み、特別自治市創設の効果、特別自治市創設に必要な法改正に関する基本的考え方を整理しております。詳細につきましては、後ほど報告書をご覧くださいと思います。

最後に、報告事項の2点目の新潟州構想の取組につきましては、現在、新潟において進められている新潟州構想の意義や理念、また新潟州構想検討推進会議での取組状況等について、篠田新潟市長のほうから御報告がありました。

次に、部会での主な御意見でございますが、大都市制度検討部会における議論というペーパーの下段のほうに主な意見がございます。

まず、特別自治市など多様な大都市制度の実現に向けた御意見といたしましては、特別自治制度は、基礎自治体を自立させる制度だと考えており、指定都市以外の都市も取り込んでいくべきだという御意見。行政区も人口などの状況も様々で、区長公選制など新たな制度で縛るのではなくて、各市の実情に応じた自主性に委ねるべきだという御意見。区長公選制よりは、むしろ都市内分権やコミュニティベースでの自治の強化をしていくべきではないかという御意見。「都市の人口が多過ぎるから分割する」という議論は非常に乱暴であり、大都市の活力を分割により生かせるか危惧があるという御意見。大都市の要件としては人口50万人ぐらいとか、現在の政令指定都市の規模くらいが適正ではないかという御意見がございました。

また、道州制に関連してですが、道州制導入に関する現在の動きを、特別自治市制度の実現に向けてどう生かしていくのか議論していくべきだという御意見。道州制を推進していくには、基礎自治体が一致して合意形成を図ることが必要であるという御意見。小規模自治体の不安を取り除くためにも大都市が中心となって、制度提案をしていくことが必要であるという御意見。道州制の推進には、制度創設のメリットも十分示していくべきだという御意見がございました。

報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。ここで次第の4、その他の(6)のその他でございますが、九州3政令指定都市による大都市制度研究の報告についてが予定されておりますが、本議題と関連いたしますので、これについて幸山熊本市長さんから御報告をいただきたいというふうに思います。

○熊本市長 それでは、どうもありがとうございます。資料は右上の10-1と10-2の資料をご覧いただきたいというふうに思います。

九州3政令指定都市による大都市制度研究の報告ということで、少し時間をお借り

して御紹介をさせていただきます。

本市が昨年4月に政令市に加えていただいたということも、一つのきっかけとなりまして、九州における大都市制度というものがどうあるべきかというようなこと、この1年間かけまして、3政令市で共同研究を続けてまいりました。そして、先月、その研究報告書を取りまとめたというものでございます。

報告書につきましては、概要版を10-1でありますので、それらをご覧いただきたいというふうに思いますが、基本的な考え方を少し御紹介をさせていただきますと、九州の3市、やはり基礎自治体中心の地方分権改革、これを進めていくに当たりましては、道州制の問題、これはやはり今後の大都市制度を考える上では、避けて通れないものというふうに位置づけております。そういう意味におきまして、道州制を見据えての大都市のあり方を明らかにいたしますとともに、九州の一体的発展という観点も意識をしつつ、3つの方向性を上げております。

まず、1点目が、県から大都市への権限、税財源のさらなる移譲、それから、2点目が、大都市を核とした広域連携の推進、そして、3点目が、大都市における住民自治の充実ということ、これらを基本的な考え方といたしまして、それに基づきましての具体的な取組を盛り込んでいるというものでございます。

先月、この研究報告書をもとにいたしまして、高島市長さんと、それから北橋市長さんと3市長で意見交換をしたところでございますけれども、その際にも、改めまして道州制のいわば九州版とも言えます、九州市長会の中で検討を進めてまいりました九州府構想、この実現を改めて目指そうではないかということと同時に、九州府全体の成長を牽引し、充実した都市インフラの広域的利活用を含めまして、近隣市町村の機能を補完する役割を今以上に果たしていこうということを確認させていただいたものであります。

また、県からの権限・財源の移譲につきましては、先ほどから議論にもなっておりますが、特に県費負担教職員、この定数決定でございませうとか、給与負担に係る権限

移譲に際しましては、速やかに税源移譲を実施すべきという認識のもとに、3市におきまして、この問題に関しましての検討会を立ち上げまして、さらなる検討を、今、3市で進めさせていただいているというものでございます。

それから、その大都市の役割ということにつきましては、政令指定都市だけではなく、今後、九州内の中核市などとも意見交換を実施してまいりまして、連携を深めていくと。そういう中で、やはりよりこの問題について理解を広げていくというようなことも、その中に書かせていただいているということでございます。

以上で、御紹介に代えさせていただきます。

○神戸市長 ありがとうございます。それでは、多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会のアピールの案、大都市制度検討部会からの御報告について、御意見を頂戴したいと思います。はい、どうぞ。

○堺市長 今、御提案いただいている多様な大都市制度の早期実現を求めるアピールの案文について、これはこれで結構だと思うんですけど、最終のパラグラフにあります大都市特別区設置法、これにつきましては、もちろん法定協議会を設置するに当たりましては、各議会の議決が必要ですし、最終的には住民投票が担保されているんですけど、今現在、私ども堺市の隣の市で行われている、その審議内容について、隣接市として危惧を持っているところがございます。

例えば、人口30万から50万で、そして、税収の均衡のみで分割することが、世界都市大阪にとって、その活力を本当に生かされるのか。そして、我が堺市も入れと言われておりますけれど、古い歴史や文化、そして、人のつながりというのを分断することが本当に都市の自立、自治にとっていいのかどうかということがございます。

さらに、地制調のこの専門委員会の答申素案にもありますように、国から政令市に事務をおろすというのが、私は分権の流れに沿っていると思うし、むしろ、大阪で今

行われていることが、むしろ府への集権につながっていくんじゃないかというふうには私は思っているところがございます。それが、効率的な税金の使い方という点で、果たしていいのかどうかということで私は疑問だというふうには思っております。

まさに二元行政、二重行政の解消は、新潟さんで行われているような、県と政令市の協議、話し合いで決着がつく話ではないかというふうには思っておりますので、私は、まさに本来の自治の流れというのをしっかりと見据える必要があるというふうには思っております。そういう意味で、今後とも十分この流れを注視したいなというふうには思っておりますので、皆さん方とともに、これをしっかりと見ていきたいというふうには思っております。

以上です。

○神戸市長 ただいま堺市の竹山市長さんから、現状における、大阪における課題等について、全体を眺めた上で、どうあるべきかという御意見もいただきました。こういった点につきまして、多様な大都市制度の早期実現というのが今回のアピール（案）でございますので、その他、御意見はございませんか。はい、どうぞ。

○新潟市長 今、堺市長さんからも御紹介いただいて、我々、新潟県と新潟市、どういう役割分担していくべきかということ、当時、道州制、近い将来、浮上することを想定して議論をし、また、実際に動いてきました。その中で、幾つかのものについては成果が出てきた。特に、ハローワーク関係、国の職業紹介、県の職業訓練、そして、我々の生活支援というものを、今、新潟市は東区役所というところでワンフロアでやっている。これについてはやっぱり生活保護から就職したという割合が、ハローワーク新潟よりも、やっぱり我々のやっている東区役所のほうが実績が上がっているというような効果も出ております。

また、一方では保健所、これ広域感染症などについては、新潟市の保健所だけでは

対応に限界があるということで、新潟県の保健所と徹底連携する、情報を共有する、特に広域感染症のおそれのあるときは、これは県の保健所、知事に権限を移譲すると、指揮官を知事にするというところで、覚書を結びました。

そんなあたりで幾つか前進をして、いい効果もあったが、一方では、拠点化成長戦略のようなところに来ると、県と県議会の抵抗感が非常に強い。これは今後、我々が特別自治市などの多様な大都市制度を前進させるというときに、やっぱりしっかりと多数派を形成していかないと、知事会、町村会と一緒にしてみたいなところで、我々の多様な大都市制度の実現が阻まれるおそれがあるということも実感せざるを得ない、そんな状況でした。

したがって、我々は、これからどう多数派を形成して、こちらの考え方、特に基礎自治体の強化ということを実現させるのか、まさに正念場に入ってくるというふうに感じております。

以上です。

○神戸市長 その他ございますか。はい、どうぞ。

○浜松市長 ちょっと私、危惧しているのは、地制調の小委員会の答申の素案を読みますと、やっぱり都市経営を実際にやったことのない人たちが、何か机上で議論しているなど感じまして、例えば、大都市制度をつくるときに、規模を200万人以上にするとか、あるいは都市内分権のあり方についても、むしろコミュニティの中でどういう住民自治を実現していくかということが大事なのに、何か区長を公選制にすればいいんじゃないかとか、特別区みたいなものをつくれればいいんじゃないかとか、そういう議論があって、放っておくと、こういうのがどんどん進んでしまうので、議員とか国に対して、いろいろとアピールするのも大事なんですけども、こういう委員に対して、少し何かアプローチできないかなと。こういう人たちが実は実際にこの小委

員会で議論しているわけですから、この人たちの頭の中身を変えていかないとちょっとまずいんじゃないかなと、今、ふと思ひまして、委員の皆さんに個別にアプローチするようなことはできないだろうか、御提案を申し上げたいと思います。

○神戸市長 第30次地制調の関係では、林横浜市長さんが臨時委員でずっと入っていらっしゃったんですけれども、そういう場で、政令指定都市として申し上げるという点について、これは申し入れをするということでもよろしいでしょうか。いかがですか。

○一同 異議なし。

○神戸市長 それでは、この今の地制調に関する委員の皆さんへの理解を高めていただけるという点については、一度、そこで意見を述べるというようなことを申し入れるということにさせていただいてよろしいございますか。はい、どうぞ。

○川崎市長 これは7月の会議のときに、この小委員会の委員で中心になっている人を講師に呼んで、ちょっと30分ぐらい議論してみたいかがでしょうか。呼んで、これについてどういう趣旨なのか説明聞いて、それに対して意見を述べるという、意見交換をするという。1人でも2人でもいいと思うんですけど。

○神戸市長 今、阿部市長さんから、逆に、こちらへ来ていただいて、意見を交わすと。

○川崎市長 特に取りまとめをやっている人は、多分学者だと思うので。

○一同 賛成。

○神戸市長　そういう機会を設けるとすれば、7月に政令市市長会がございますが、そのときまでということでもいいんでしょうかね。もっと早くという、タイミングの問題ですけど。

○横浜市副市長　タイミングはそれでよろしいんじゃないかと思います。今回の素案の中身を読んでいただくとわかるように、政令指定都市制度に対して言っている部分と、新しい特別自治市制度について言っている部分と分かれておりまして、特別自治市制度のほうでは、先ほどのような可能性はいろいろ出てくるんですが、政令指定都市制度について、そういうことを今すぐ義務付けるとかというような話にはなっていないので、今後の議論ということもありますから、その意見交換の場が、最終答申が出る前に持たればよろしいのではないかと思います。

○神戸市長　今、委員に申し入れをしようかということと同時に、川崎市長さんのほうから、逆に、このような場に来ていただいて申し上げるということかどうかという点については、皆さんの意見が大体そろっているようでございますが、それでよろしいですか。

○広島市長　今年の夏に大都市制度に関する答申を予定している、国がですね。今年の夏のいつごろなんですか。それから前にしなきゃいけないんですか。その辺がよくわからないんですけど。

○事務局　事務局のほうから、そのあたり、少し御報告申し上げてよろしいございませうか。

地制調の議論でございますけれども、今現段階で聞いてございますのは、6月の国

会開会中に答申をまとめるという方向でやるべきじゃないかというお話がございます。ですから、来月に入りましても精力的に行って、まとめられるのではないかと考えてございます。

○神戸市長　そうすると、今さっき申し上げた、次回の市長会の会議に行っていたという点では、ちょっとずれてしまうということですね。申し入れをしますか。はい、どうぞ。

○横浜市副市長　言い直して恐縮ですが、これは先ほど申し上げましたが、あくまで今の指定都市制度をもう少し権限を強めていくという話が前段にあって、それはある意味で今回、法改正につなげるような話だと思います。

それと、もう一つ、特別自治市制度については、引き続き検討という話になってまして、今、特別自治市制度の内容が固まってしまうという話ではないので、私は、懇談の場がこの答申の後であっても、それほど問題はないのではと思います。

○神戸市長　ただ、30次の地制調のまとめというふうな形でこれが出されていったときには、その辺の点で、少しずれができてしまうというふうな懸念もなきにしもあらずじゃないかというふうに感じますけれども、そういった点では、やはりちょっと今後、機会を見て、地制調、今、確か座長は西尾先生だったと思いますけれども、お話をさせていただくというふうなことで、まず、申し入れをしておいて、その中で状況をまたお聞きするというようなことも一つの手ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○川崎市長　申し入れはやっておいたほうがいいでしょうね。これが固まってくるたびに、情報としては入ってくると思いますので、特に関係があるようなところについ

ては、事務局で案をつくって、各市に配分して、意見をとって、申し入れというのをやっておいて、7月24日には、その代表になるような先生に来てもらって、意見交換をするというのでいいでしょうかね。申し入れはやはりやっておいたほうがいいと思うんです。

○神戸市長 もう一度整理いたします。まず、申し入れは行くと。内容については、一度皆さんに、その要点を見ていただいて申し入れをします。その上で、次回の市長会の席に、その関係する委員の方をお呼びして議論をさせていただくと、そういうまとめでよろしいですか。

○川崎市長 その申し入れには、政令市市長会の意見をよく聞いて進めるようにという前段を置いてやっておく必要があると思います。

○神戸市長 そうですね。それでは、そういった文案をつくりまして、後ほどまた見ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま意見が様々ございましたので、今の点につきましては、先ほど申し上げたような形によって処理するという事で御異議ございませんね。

○一同 異議なし。

○神戸市長 それでは、続いて、市民生活・都市活力部会からの報告・提案事項につきまして、部会長の上田札幌市長さんから報告・説明をお願いいたします。

○札幌市長 市民生活・都市活力部会での議論について御報告をさせていただきます。

この部会からは、生活困窮者自立支援法と生活保護制度の見直しに関する指定都市

市長会の意見、これは資料 3-3 にございますけれども、これを出すという提案をさせていただきたいというふうに思います。

新たな生活困窮者支援体系の構築につきましては、今国会におきまして、生活保護法改正法案、そして、生活困窮者自立支援法案が現在審議をされているところであります。生活保護受給者は、依然として増加を続けております。生活保護制度はもとより、生活保護に至る前の段階にあります生活困窮者対策は、とりわけ大都市において重要な課題でございます。実施主体である我々の地方自治体から、引き続き国へ強く働きかけていく必要があるというふうに考えておるところであります。

意見（案）は、この資料の 3-3 でございますが、資料の順に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料の 3-1 をご覧ください。

初めに、今年の 1 月 25 日に取りまとめられました生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会報告書、この概要を御説明いたします。

この特別部会には、私も委員として参加をしておりまして、この市長会議で採択された意見書を発表するなど、国への意見表明を行ってまいりました。こうした議論を経て、報告書が取りまとめられまして、今回の両法案の提案ということにつながったわけでありまして、その報告書の概要というものを説明させていただきます。

1 の総論では、新たな生活困窮者支援制度の創設と生活保護制度の見直しを一体的に行うということが、新しい生活支援体系の構築が必要であると、こんなふうに認識を示しているところであります。

2 の新たな生活困窮者支援制度の構築についてであります。 （1）の基本的な考え方では、生活保護に至る前の段階での早期支援によって、困窮状況からの脱却ということを図るということ、地方自治体の実施主体となり、民間団体と共同して取り組むこととされております。

（2）にございます具体的な仕組みでありますけれども、新たな相談体制、支援体

制の構築、就労に向けた生活訓練などを有期で行う事業、中間的な就労の場の育成・支援をするなどの7点が示されております。

次のページをご覧ください。生活保護制度の見直しについては、基本的な考え方として、新たな生活困窮者支援体系の構築と一体的に生活保護制度の見直しも行って、両制度が相まって、それぞれの生活困窮者の状況や段階に応じた自立を促進をしていくということとされております。

(2)の切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化におきましては、保護開始から保護脱却までの段階に応じた就労・自立支援として、自ら積極的に就労活動に取り組む受給者への手当の支給、それから低額であっても一旦就労すること、職種やあるいは地域等を拡大した就労活動を明確化すること、さらに、就労控除、勤労控除の見直しをします。就労収入積立制度の創設をするというようなことが示されております。

3の健康・生活面に着目した支援では、健康管理支援等を行う職員の配置検討、領収書保存など保護費の使途を把握できる取組、家賃滞納者等への住宅扶助の代理納付推進を行う、などが示されております。

右側に移りまして、(4)でございますが、不正・不適正受給対策の強化等でございますが、福祉事務所の調査権限を拡大をすること。不正受給に係る返還金について、本人の事前同意を前提とした保護費との相殺を行う制度。働けるにもかかわらず、就労活動をせずに複数回保護の廃止を受けた者から再度この保護申請があった場合の審査の厳格化をすること、不正受給に関する罰則の引き上げ等、返還金の上乗せ。扶養義務の適切な履行の確保の検討などが示されているところであります。

また、医療扶助の適正化につきましては、生活保護法の指定医療機関制度の見直し、国による指定医療機関への直接指導権限の創設、後発医療品の使用促進などが示されておるところであります。これが1月25日に取りまとめられました特別部会の報告書の概要でございます。

次に、資料の 3 - 2 をご覧ください。

3 - 2 は、現在、国会で提案されております生活困窮者自立支援法と生活保護法改正等の概要をまとめたものでございます。内容につきましては、ただいま御説明申し上げました特別部会の報告書と重なる部分がたくさんございまして、要点を手短に説明させていただきます。

まず、生活困窮者自立支援法については、必須事業といたして、自立相談支援事業、そして住居確保給付金事業の二つがございまして、これらの国庫負担率は4分の3とされております。

任意事業の補助率は2種類ございまして、就労準備支援事業と一時生活支援事業の国庫補助率は3分の2、家計相談支援事業と学習援助その他自立促進事業の国庫補助率は2分の1とされているところであります。

なお、事業の実施主体は福祉事務所所在自治体でございまして、施行期日は平成27年4月1日ということにされております。

次に、生活保護制度の見直しでございますが、(1)の生活保護法改正の内容について記載がございまして、就労による自立の促進、健康・生活面等に着眼した支援、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化などがございまして、施行期日は、平成26年4月1日ということにされております。

また(2)の生活保護基準の見直しについてであります。生活保護基準部会の報告を受けまして、今年の8月から年齢、それから世帯人員、地域差による影響の調整、前回の見直し以降の物価の動向の勘案、必要な激変緩和措置の実施が行われます。

最後に、資料 3 - 3 をご覧ください。

生活困窮者自立支援法と生活保護制度の見直しに関する指定都市市長会意見(案)についてでございます。御説明いたします。

今回の意見(案)は、新たに制定されようとしております生活困窮者自立支援法を重点事項として作成をいたしてしております。前文は先ほど以来申し上げますように、

この生活困窮者の支援というのは、とりわけ大都市にとって大変重要な課題であるという認識を述べさせていただきまして、今回の見直しが地方自治体において、実効的かつ持続的に実施可能なものとなるように指定都市市長会として、次の諸点について要望するというようなことをございます。

1の(1)といたしまして、生活困窮者自立支援法については、財政措置について、国の責任において、地方交付税措置等の十分な財政措置を講ずること。

(2)といたしまして、新制度の具体像について、地方自治体が平成27年度の支援制度の施行に向けて、予算措置及び実施体制整備を適正に行えるように、新制度の対象者、事業規模及び実施効果等の具体像を速やかに示すこと。

それから第2のセーフティーネットの機能強化につきましては、昨年度も国に要望してまいりましたが、就労により自立可能な方が生活保護に至らないように、第2のセーフティーネットのさらなる機能強化について、検討するということ。

次のページでございますが、(4)といたしまして、地方自治体の意見の反映について、新制度の具体的な制度設計に当たっても、各地方自治体が柔軟に生活困窮者支援体制を構築できるように配慮すること。実施主体であります各地方自治体の意見を幅広く聞き十分に反映することとさせていただいております。

2の生活保護制度の見直しにつきましては、今回の生活保護制度の見直しは一定の評価ができるものの運用・実務面については、なお課題が残っておるために、今後も生活保護の実施主体である地方自治体の意見を聞きながら、制度の詳細な設計を進めること。生活保護費の全額国庫負担や年金制度と整合する生活保障等の社会保障制度全般のあり方を含めた抜本的な見直しなど、これまで指定都市市長会が提案してまいりましたものの、今回、見直し(案)には盛り込まれなかった事項についても、引き続き、検討を行うこととさせていただいております。

午前中の部会で検討、議論をさせていただきました内容につきましては、机の上に議論のペーパーを乗せておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、市長会がかねて提案をしておりました医療費の一部負担をするべきだという意見につきましては、今回法案の中には見送られているわけでありまして、この問題については、やはりもっと言うべきだという意見が、役員会のほうでございました。部会では原々案を承認をするということでありましたが、修正をするということで役員会のほうで意見がまとまりまして、この3-3の資料の裏面にあります生活保護制度の見直しについてという項目の第二段目でございますが、最低生活を保障した上で医療費を一部自己負担とする仕組みの導入や生活保護費の全額国庫負担、年金制度と整合する生活保障云々ということを引き続き検討を行うことというふうに、繰り返し言うべきであるという意見が強くございまして、そのような原案に修正をさせていただいてございます。これも含めまして、御検討をいただければありがたいと、こんなふう存じます。

以上が、生活困窮者自立支援法と生活保護制度の見直しに関する指定都市市長会意見（案）の説明でございます。この意見案につきましては、本日市長会議で議論、採択をしていただいたものを明日事務方から厚生労働省の社会援護局長へ提出したい、このように考えておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○神戸市長 ありがとうございます。ただいま、この報告ございましたように、最後の生活保護制度の見直しの部分については、先に開きました役員会の席上で、医療費の一部自己負担ということ、やはり盛り込むべきだということで、修文をさせていただきますので、部会の意見からこの部分が加わったということ前提にして、御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○川崎市長 今回の医療費一部負担については、一定額を医療費分として増やした上で、自己負担ということで、そうやるべきだと思いますが、実はもう一つ、財源措置につ

いて、ちょっと気になるところがありまして、それは、1の(1)の財政措置なんです。が、必須事業については国が4分の3の補助率で、任意事業については、一部が3分の2、それから2分の1になっているんですけども、これは、生活保護受給になると、国が4分の3払わないといけないわけですよ。ですから、地方自治体が自分のところの負担を多くして、一生懸命頑張ると、国の負担が減るという話は筋が通らないということだと思っんですね。

ですから、ここで、財政措置について、これを前提にした上で、国の責任において、裏負担について、地方交付税措置というのが、これは少し譲歩し過ぎではないのかなという気がします。

ですから、地方交付税ということになると、もう補助はいいのかという話になってくるので、国の責任において、十分な財政措置を講じることで文章はいいかと思っます。

○神戸市長 ということは、地方交付税措置等の文章を取ると。

○川崎市市長 余分なことだと思っます。国の負担率を本当は上げるべきなんです。ね。効果は、この事業を地方自治体が汗水たらしてやると、その成果は、国の取り分が多くなるということで、やってもやらなくてもいいよという任意事業だから、そういう判断なんでしょうけれども、しかし、それ以外にやるのが、生活保護を受給しないで自立していく方策としては、最善だとして判断するか、地方自治体は。やるわけですからね。

ですから、これもやはり、任意事業であっても、全体の枠をどうするかというのは、補助決定について、国の判断があってもいいと思っんですけれども、補助率については、やはりいずれも4分の3、国補助が筋ではかと思っます。

○札幌市長 筋はそうだというふうに私も思いますが、法案が現在、審議されておりまして、なるべく早く、この制度を固めるという、配慮がされるべきだというふうな認識が、今、一般的になっているという状況でございます。

当然、これは地方が頑張って、生活保護受給者が減った結果、交付税措置はされるというものの、自己負担が増えることにつながるわけでおっしゃることはそのとおりだというふうに思いますが、ここの議論をやってみますと、ちょっと法案の成立というのは難しい状況になってくるかなという判断の中で御提案をさせていたところがあります。

○川崎市長 だから、一応この法案に反対しないとしても、あえて、地方交付税措置等のこのものを入れて、白旗上げる必要ないと思うので、国の責任において十分な財政措置を講じることだけで、いいのかなと思います。

○札幌市長 賛同を得られれば、私も賛成であります。

○神戸市長 いかがでございますか。今の議論をもう一度申し上げます。

この資料3-3-1の(1)の財政措置のところの最後のくだりでございます。

「地方自治体に過重な負担が生じないよう、国の責任において」、当初の文案が、地方公府税措置等の十分な財政措置を講じるという点については、国のほうに全額負担を求めておるという趣旨も踏まえて、この地方交付税措置等という言葉は不用ではないかというのが、阿部市長さんの御意見でございます。この点については、御異議ございませんか。

○一同 異議なし。

○神戸市長 では、外すということで、よろしゅうございますか。

○川崎市長 ありがとうございます。

○神戸市長 それでは、この文案の「地方交付税措置等の」というところを削除するということで、修文をいたします。

それでは、修文した上で、明日上田市長さんが要請活動を行っていただけるということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次にまいりたいと思います。

○さいたま市長 済みません。その前に1点いいですか。

○神戸市長 はい。

○さいたま市長 関連してなんですけども、生活困窮者自立支援法の中の任意事業の一時生活支援の部分に当たるのかどうか、ちょっとわからないんですけども、さいたま市でも先般、貧困ビジネスで、いわゆる無料低額宿泊所にたくさん押し込められて、扶助費の一部を取り上げられて、そして逮捕者が出て、その一部が暴力団にお金が行くというようなことがありまして、それをいかに対応していくかということで、生活保護適正化チームというのをつくって進めているんです。

やはり、この部分の法的な施設としての位置づけであるとか、現状としては届け出制になっているんですけども、設備だとか、運営等の基準が明確になっていないとか、指導の権限強化などの法的な整備がなされていないものですから、ここがなかなかやりきれないところがあって、要するに、生活保護を受けている方々に直接お話をして、そこから出られるような環境をつくることはできるんですけど、施設そのもの

に対しては、何もできないという状況があるんですね。それで、恐らく、さいたま市だけではなくて、大都市は結構みんなそういった貧困ビジネスの状況があるんじゃないかと思うんですけれども、これらについても、できれば何かこの中に盛り込んたりすることができないだろうかと思うんです。

○神戸市長 ただいまの御意見は、以前から御意見がある部分でございますが、いわば抜け道みたいなことになってしまっているんですね。ですから、そういう点については、許してはならない部分の事業でもございますので、こういう、特に貧困ビジネスに通ずるような内容について、何らかの法整備というか、制度整備というものを申し入れる必要があるのではないかと、こういう御意見でございますね。

○さいたま市長 はい、そうです。

○神戸市長 それは、部会長さんどうですか。何か少し。

○札幌市長 特に今回の議論の中にはありませんでしたけれども、今回のこの支援法との関係でというのは、ちょっと難しいかもわかりません。申し入れの際に、口頭でももちろんそういう意見があったことは、つけ加えさせていただきますし、それと、もう少し実態を調査をいたしまして、各都市の現状とそれからどういう対策がいいのかということについての意見を今後挙げていくというようなことで、今日は問題提起を受けたということで、いかがでございましょうか。

　　こういう意見書を出したいと思っているということを予告をしておくと言いますか。というようなところまで明日の申し入れの際に話しかけ、報告させていただくことで収めていただければというように思いますが。

○神戸市長 今、上田市長さんからのお話でございますが、各都市の現状、それから、それに、現状に付随するデータをやっぱりきちっと一遍整理してみて、その上で、改めて申し入れると、ただ、そういう御意見があったということについては、明日、この要望書を出すときにつけ加えて、話をさせていただくというお話でございました。よろしゅうございますか。

○さいたま市長 はい、結構です。

○川崎市長 2の生活保護制度の見直しのところで、「一定の評価ができるものの、運用・実務面について、なお課題が残っている」と明記してありますので、その例として、この残っている課題について、列挙して、整理して、いずれは提出しないといけないだろうと思うんで、その課題の一つに入れておいて、リストアップして、今後の取組につなげたらいかがでしょうか。

○神戸市長 なるほど。ということは、この制度そのものの見直しということで、実務・運用。

○川崎市長 制度そのものというよりも制度関連事項で、新たに手をつけないといけない課題ということですね。

だから、今の法制度で、脱法的な行為ではあるんですけども、それに対して特別禁止するとか、あるいは、処罰するとか、そういう制度に今なっていないので、いわゆる貧困ビジネス、生活保護受給者はお金をもらっているわけですから、そのお金をピンはねするような事業について、今後何らかの規制を加えていくなり何なり、そういう課題があるということですね。

○神戸市長 はい、わかりました。はい、どうぞ。

○広島市長 今回の御提案は、ただ、現行の制度改正では、ちょっと位置付けが違う可能性が、つまり、生活困窮者のための支援制度と、生活保護制度と、こういうように分けていますでしょう。だから、一時生活支援のほうは、生活困窮者の自立支援の枠組みで、処理しようとしていますから、この生活保護制度の見直しのところにやるとちょっと。

○川崎市長 さいたま市長さんの提案は、生活保護制度の問題で、生活保護の保護を受給している人のお金を巻き上げるような事業、宿泊事業が横行しているところという話ですから。

○広島市長 生活困窮者の中に。

○川崎市長 これは、生活困窮者で、生活保護を受給している人でない人については、住居を確保してあげるとかいろんな手を打つっていう話であって、生活保護を受けて、金を持っている人のその金を巻き上げる人たちがけしからんと、こう言っているわけです。

ですから、保護受給者対策の問題です。

○広島市長 清水市長が言われた一時生活支援の問題提起であって、保護制度の中の。

○川崎市長 保護制度。保護制度の運用の問題。

○さいたま市長 そうです。現状としてそういう課題があって、もしかして、ちょっ

とこの自立支援法の中の一時生活支援の中にそういったものがうたわれるのかどうかというのが、ちょっとわからないので、あえてちょっと関連づけて、かもしれないけどという言い方をしたんです。現状としての問題点であって、それがここで何か規定がきちっとされているのであれば、解決するんだけど、盛り込まれていないとすれば、こちらの現行制度の中での見直しの中で課題として列挙をしていただければ、ということ、重要なことだと思いますけれども。

○広島市長 それは、生活保護法の改正の枠組みでということでもなくともいいということですね。もし言うんなら、こっちの保護法の改正のほうで言及するとかしないと。ちょっと要求が余りぱっと。

○川崎市長 それは、生活保護法の中に書こうと思えば書ける案件だと思いますね。生活保護受給者をどうして守るかという話ですから。

だから、生活保護費が無駄遣いされないようにということの一部分になると思います。

○神戸市長 貧困ビジネスそのものがやはりそういうところに目をつけて、それを搾取しようとしておるという観点のお話でしたね。

だから、そういうこの修文の。

○川崎市長 あえて言うと、そういう貧困ビジネスをやっている人が、生活保護受給者かどうかまだわからない人を生活保護に誘導して、それで生活保護を受給させてそのお金をピンはねするというものがあると、その生活困窮費対策のところもつながってくるんです。

○広島市長 今回の生活保護制度の枠組みだけだと、当該受給者についてのいろんな対策を講ずるといふ枠組みの中に、住居を提供するといふ第三者についての規制をここで、生活保護法で盛り込んでくれといふような要求になっているから、現行の生活保護法の改正では、どうも難しいと、すぐにはね返されそうな気がするんで、もう少し位置付けをしっかりとすような要求をしておかないと、単に難しいということだけになってしまふような気がしたもんだからね。実際に、問題は大きいですよ。当該者じゃなくて、その者を取り囲む経済社会の中で、悪巧みをする犯罪者みたいなもんですからね。そのだまし取るような方を保護法でやるのか、一般の適正な運用の法体系でやれと、後は運用問題だから、それぞれ任意制度的なものをちょっと考えてくれといふふうにはね返されると、攻めようがないですよ。

○川崎市市長 この任意事業の一時生活支援という形で、宿泊場所の供用、食の提供等とありますけど、これに補助金がついて、これは地方自治体に対する補助ですか、それとも、民間がやった場合でも補助が出るんですか。

もし、民間で3分の2の補助が出るということになると、補助金をもらいながらそういう貧困ビジネスをやるという可能性は出てくるんですね。

○広島市長 だからこちらのは、生活困窮者という者を対象にそういうお金を出すとこの支給要件で縛って、言うことを聞かないと金出すなぐらいで、柔かい指導はできるんですけど、それ以上に強くできないという枠組みがあると、これはもう一遍、生活保護制度のほうは当該者に対する厳格な運用ということをやると、ちょうど間のところが抜けているわけですよ。やっぱりそこを埋める枠組みをちゃんとつくるといふことを明確にしておかないと、何となく双方でぬるま湯的な運用という、現状と余り変わらない、単なる問題提起だけに終わりそうな気がするんですね。要求を少し減額といふか丁寧にしないといかんかなといふ問題意識はあるんですよ。だから、

運用実務面の問題じゃなくて、もっとより制度の根本に迫る部分があるんですね。生活保護というものについて、その保護を実際に鑑定する関連のシステムについても、きちっと運用できるようなそういう視点からの制度改良を入れ込んでやって入れというのを言っておかないと、明示的に言っておかないと、これは抜けるような気がするんですけど。

○神戸市長 生活保護法そのものが、想定している分野であるかどうかという点もかかってくるんでしょうね。だから、そういう点で、これはまさに抜け道部分だと思うんですよね。それに対して、やはり、新たな社会問題として、指摘をしておくということが重要だというのは、今の清水市長の御意見だと思いますので、そういう点で、申し入れをするという点で、いかがですか。

○広島市長 今、申し上げた明確な問題意識をちょっと言って、ひょっとして、制度のはざままで、できないというようなことがあれば、それを表から対応するような仕掛けを考えてみてくれということを明示的に言ったほうがいいと思う。

○神戸市長 そうですね。

○川崎市長 例えば三畳一間とか一畳ぐらいのところに押し込めて、それで、無料でいいよということで誘っておいて、そしてそれから、生活保護を申請させて、生活保護を受給したら、そこからピンはねするという形で、劣悪な住居を提供して、金もうけをするというケースは出てくると思うんですよ。

そうすると、この生活困窮者自立支援法にも関係してくるし、生活保護法そのものにも関係するし、大きな問題です。

○札幌市長 これ、それぞれ貧困ビジネスというものが既に概念の中であるようで、また、NPOとかやっている微妙な問題もあるわけですね。ですから、いろいろ実態調査といいますか、各都市で問題だと思われて、あるいは是正するためにいろんなことをやられていることについて、意見を集約させていただきませんか。

その上で、それに対抗する制度としては、どういうものを。

○川崎市長 項目としてきちんと整理したほうがいいですね。

○札幌市長 はい、そうしたほうがいいと思いますので、次回、7月までに、照会を皆様方に出して、担当者の皆さん方から御回答いただいて、検討するという事にさせていただきますか。

○神戸市長 まずは、明日出していただく文案を説明していただく際に、そういう点については、申し入れをしていただいて、その上に立って、各都市の現状、あるいは、それらの事実関係を少し資料として、提供していただきたいということでございます。

○さいたま市長 ちょっとだけ、実態として、つけ加えさせていただくと、結局、施設の基準というか、そういったものを明確にしておかないと、入っている人たちに、説得というかお話をして、出ることも出るんですけど、そうするとまた違う人を引っ張ってきて、同じようにやる、たちごっこがずっと続いているんですね。それが、多分、多くの都市で行われていて、まじめにやっているNPOみたいな団体もあるし、もう一方で、そういった暴力団の資金源になったり、いろんな悪い方向になってしまっているようなケースがかなりあったりして、例えば、さいたま市なんかでも、区役所にちょっと怖そうな人たちが何人もタクシーだとか車でそうした人たちを運んできて、手続させてという光景が見えてもなかなか規制がしにくいところがやっぱりある

もんですから、それをやっぱり、野放しにした状況の中で、この生活保護制度というものをそこを外した中で、やられてしまうと、また、結局不適正なことが行われ続けてしまうというところが、そう危惧をしているもんですから、ぜひ、この二つにはまらないとすれば、何らかの形で、法律できちっと、今、さいたま市は条例化して、規制をしようかと思っているんですけど、条例化だけでは、ちょっとなかなか厳しいかなど。罰則の問題なども含めて考えると、そんなこともありますものですから、やっぱり国の法整備というのをしっかりやっていただきたいなというふうに思っています。

○広島市長 手続はそうなんですけど、中身について、問題意識は、生活困窮者から生活保護者になるという経済パターンがありますね。そのときに生活保護対象者は、例えば、こういう基準の住宅に住まなきゃいけないというような住居基準が決められるかということなんです。普通の民間人ですから、市民がどういう家に住もうと自分の経済力に応じて、住んでいますよね。

例えば、これだけの介護をしなければいけない、その施設提供者として、こういう表見を課されて提供するという行政側への要請であると、割と法律的に規制できるんですけども、住む家について、生活保護者全て、例えば国とか公共団体が提供すると、それをつくるときの基準ということであれば、スパンといくんですけども、その方々が自分で勝手に家を探すという規制にしていると。その家の基準、居住スペースを法制的にかけるとなると、相当ややこしいというのがあると思うんですよ。

だから、そのところは、今言った問題以上に、本質的な所有権とか今の契約形態の制限をかけられてはどうかですからね。そうすると細工が要ということで難しいんですよね。

○川崎市長 例えば、生活保護受給者に提供する、要するに業者規制できるということですよ。部屋割か何かして難しいけども、良心的な業者であるか、いかがわしい業

者であるかというのは、いろんな書類でわかるからね。だから、業者を登録制にするとか、あるいは、業者について、一定の規制をかけるという方法はあると思うんです。指定業者でないと生活保護受給者を住宅入れたくても受け入れられない。

○広島市長 そうすると営業の自由を規制すると。

○川崎市長 だから、それはしようがないと思うんですよ。

○広島市長 公共の利益のような観点からきちっとした議論をしないと。

○川崎市長 100%公費で出す事業ですから、それは公共性十分あると思うんですね。その規制については。

○広島市長 いずれにしてもやや、ややこしい議論が想定されますので、明示的に提示して、どういうところを解決するかということをやらないと、議論が、問題としてはあるだけで進まないという気がするということですよ。

○神戸市長 それでは、先ほど来、議論が続いておりますけれども、再度確認をいたしますが、これは新たな課題というふうな観点でもって、これを申し入れをしていくということで、明日この話をさせていただいて、その上に立って、各都市の現状及びそのバックデータを少し集合した上で、改めて、これを意見にするかどうかということ、次回、市長会議で決めさせていただくということによろしゅうございますか。

○一同 異議なし。

○神戸市長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次に、経済・雇用部会からの報告事項につきまして、松井広島市長さんから、部会長としての御説明をお願いいたします。

○広島市長 それでは、本日の掲載・雇用部会での議論についての御報告をいたします。

お手元の右手にあります資料の4を使って議論をいたしました。本部会での取組テーマは、医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について、及び指定都市への公共職業安定所ハローワークの業務等の移管についての二つを議題としております。

本日は、各取組・テーマに関しまして、お配りしました資料、先ほど申し上げたものであったということであります。

お手元のこのペーパーを見ていただきますと、まず、議題の医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成についてであります。

これに関して出ました主要な意見としましては、同じく左手のほうに議論の概要、ペーパーを配付しておりますので、それを見ていただければと思いますけれども、一つが、医療関連製品を開発したとしても、最終的には販路拡大というものが課題になると、これが完結しないと次の発展は望めないということだと思っております。指定都市間での連携を図った上で、見本市を開催するなどして、情報のまず共有化を図って、地域の特徴的な企業が相互協力を行うようにしながら、Win—Win関係の体制をつくっていったらどうかということ、そういったことを検討してはどうかという意見がありました。

もう一つは、製品化して売れるところまで見据えた支援、一連の体系的な支援ということが重要であると、そうした支援を行えるコーディネーター、能力を兼ね備えた方の確保と育成ということが必要であると御意見であります。

そして、段階別の支援策、今回提示いたしましたけれども、これは3類型それぞれに応じて、成功に至る際のターニングポイントは何であったか、あるいは、克服しなければいけないポイントなんであったかというようなことをしっかり整理しておくことが、この支援策を实际使って物事やっていく上で、非常に有効であるというふうな御意見、企業に具体的な地域貢献の取組を流していくということを行うときに、やり方によっては、敬遠されるということもあるので、地域のニーズ、企業の状況を考慮した工夫が必要であるという御意見がありました。

今後の取りまとめの方向になりますけれども、これについては、アイデア・企画、検討段階から生産販売段階に至るまでの各段階別に整理いたしました支援策、今回の提示であります。

それと、このたび出されました御意見を踏まえて3類型別の理想的な支援成功モデル、あるいは支援を受けた企業が地域貢献型企业として社会的責任を果たす仕組みを検討いたしまして、各指定都市における取組の参考となるものを提示していきたいというふうに思います。

また、時期を見据えながら、国に対して、取組をしっかりとやるための規制緩和であるとか、既存制度の拡充、新規制度、そういったものを創設等働きかけていくことにいたします。

続きまして、議題の2、指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）の業務等の移管について、御議論いたしました。

主な意見といたしましては、住民に身近で総合的な生活支援を行っている基礎自治体が、職業紹介に取り組んだということで、就職率が大幅に高まるというような効果があったと、まさに住民サービスの提供がしっかりできるというような御意見。

それから、生活保護制度の見直しの動きと関連性を持ちながら、今後検討していくことが必要であるという御指摘。まだ取組を始めて1カ月であるけれども着実に成果があってきているので、このような取組を続けて、着実に実績を見ながら、具体的な

国の提言等につなげていくという御意見。

職業紹介を実施したいというのは、歴史とともに変わってきているということをおくならば、現下の成熟社会という環境下では、地域内での就労の場を確保することが重要になっており、労働力の確保というより、就労の場を地域目線・住民目線で確保することが重要になってくる、そういう意味では、生活支援という観点から職業紹介を重視していくという方法がよいのではないかとといったような御意見が出たと思います。

今後の取りまとめの方向性についてですけれども、今回、全ての政令指定都市において、アクションプランに掲げております無料職業紹介、相談業務等を地方自治体主導の下、一体的に実施するということが行われるようになりまして開始されました。

けれども、この開始時点、そして具体的に開始を終わる時期、様々であります。都市ごとに異なります。したがって、取組が先行している都市において、課題とかそれを越えた効果といったようなものが出てまいりますので、それを検証すると、そして、その検証結果は、後発組の都市、取組をやっているところにも反映させるようにするという作業をしながら、権限移譲等の課題、本当に成果を出すために必要とされる権限移譲等の課題については、同時並行的に検討を行っていくという作業を今後とも行います。

そういった中で、必要に応じて、国に対する提言を行う等、視野において作業を進めるということになりました。

私からの報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、御意見、あるいは御質問等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

○一同 なし。

○神戸市長 御意見等もないようでございます。

それでは、この内容につきましては、この取り扱いをこれから各団体のほうに拡大をしていくということが重要であるという今の報告でございますので、そういう視点に立って、これを進めていきたいということでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に、議題の5でございますが、災害復興部会からの報告事項につきまして、部会長の奥山仙台市長さんから御説明をお願いをいたします。

○仙台市長 仙台市の奥山でございます。私のほうから災害復興部会での議論につきまして、御報告を申し上げます。

右側の資料ですと、資料の5-1、5-2、5-3が該当するところでございます。そしてまた、議論につきましてのペーパーが左側に置かれていることと思います。

まず1点目の議題といたしまして、大規模広域災害時の指定都市市長会の行動計画について、部会長市仙台市の案を提示をさせていただきました。これが資料5-1でございました。御議論の中では、役割の割り振りが行われている都市が被災するなど、そういった場合もあり得ることから、現地支援本部設置担当都市、支援隊派遣都市などについては、災害規模に応じて、柔軟に対応していくことが必要ではないかというようなお話がございました。

こうした数点の御議論を踏まえまして、今後、今回お示しをいたしました仙台市の素案を事務方で若干の修正を行わせていただきまして、各市にも御照会はさせていただきました上で、次回の市長会議の際に、部会案としてまとめましたものを市長会議にお諮りをし、その後、全国知事会、全国市長会等、災害時におけます共通の対応を

支援に当たるべき各機関に調整のための意見照会といったようなものを行いまして、最終的には、今年度中の決定を目指してまいりたいとこのように考えてございます。

これが、行動計画につきましての、議論と今後の予定ということでございます。

次に、2点目でございますが、2点目の議題として、災害時における支援制度の問題点ということにつきまして、資料5-2のお示しをしているところで、これまで災害時に問題となりました主に今回の東日本大震災におけます仙台市の経験、また、阪神淡路大震災の視点におきます神戸市さんの問題提起、そうしたもののの中から、三つの事例を御紹介をさせていただき、議論を行ったところでございます。

まず、その資料5-2をご覧いただきたいと思っておりますけれども、1点目でございますが、り災証明というものがございます。これは皆様方もよく御存じのとおり、様々な洪水等によっても証明書の交付をしているところでございます。

しかしながら、今回のような複合大規模災害に対応してみますと、改めてこのり災証明の矛盾というものを感じたところでありまして、例えば、津波によります完全に流出した家屋等への対応や、また、宅地被害に関して、基準などに関しては、今のところ、り災証明はあくまでも建物の損壊を基準とした被害の状況を証明するという形になっておりますので、宅地の被害などは反映されない、もしくは反映されにくいものであります。今回ですと、仙台におけます宅地の本当にひび割れとか、敷地内の土砂崩れといったようなもの。また、千葉市さんにおけます液状化ですとか、様々な土地被害がり災証明には反映されにくい。また、家屋被害の証明によって、全壊となった方、とりわけマンションですと多層階があった場合に、一番被害が大きかった階が全壊だとすると、ほとんど被害がない階のフロアの方も、準じて、全体として証明をもらうという仕組みになっておりますので、個人家庭では、全く被害の修復の金額が出る必要がないにもかかわらず、全壊の証明が出て、税の減免から義捐金まで全部受けられるというような状況があり、仙台市内でも被災者の方々の不公平感が高かったというような状況がございました。そういったり災証明における問題がございました。

また、みなし仮設という民間のアパート等を応急仮設住宅として使うという制度が、今回新たに東日本大震災で創設されたわけでございますけれども、これも借りている方に現金給付がなされているんだらうとほとんどの国民の方が思っていると思うのではないかと思うのですが、実態は現物給付の原則のために、支援者であります県が大家さんからアパートを借りて、それを不動産業者を通して、市町村に情報提供をし、市町村がそれを被災者に情報提供して、被災者が選んだのをまたさかのぼって、契約していくというわけがわからないような複雑な手続が必要でございます、大変な手間とマンパワーの不足に輪をかけ、しかも大家さんに家賃が届くまでに数カ月かかって非常に困惑されたというような実態がございました。今後、首都圏を含め、大都市が被災した場合に、応急プレハブ仮設を立てるということは土地の確保の面で大変な困難がありますので、みなし仮設住宅の制度はさらに適用される可能性が高まると思いますが、そういう事態になる前に現状の制度を改善していく必要があるのではないかと考えたところでございます。

また、災害援護資金貸付制度につきましては、被災地の自治体の負担を軽減するために自治体から国への償還義務免除要件の緩和、これが必要ではないかという神戸市さんの、この間18年を経て、なお未返済者が2割いらっしゃって、最終的に個人の方が返済できない場合は、これは自治体としての神戸市の負債になるという、こういう大変な御苦労の中での問題提起もございますので、そのことも含めまして、我々はなお、こういった部分について、今後研究と勉強を深めまして、合意が得られますれば、国に対しての制度の改善等に向けても今後、さらに作業を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、その他といたしまして、神戸市さんのほうからこの3月に策定をされました災害受援計画というものにつきまして、お手元の資料5-3としてございますけれども、御発表がございましたので、この件につきましては、よろしければ矢田市長さんのほうから御紹介をいただければと思います。

○神戸市長　それでは、なぜ神戸市が災害受援計画というものをつくったかということについて、まず御説明をさせていただきます。

神戸市は、この発災直後、いろんな形で各団体からの支援、そして、ボランティアの支援、さらに物資等の支援というものを受けたんでございますけれどもそれらに関して、この実際にいただいた支援をどうこなしていくかということが、実は全く考えていなかったものですから、大混乱になりまして、その結果、いろいろ手探りでやりながら、方法論をそこでつくっていった、解消していったということでございます。そういう痛い経験をベースにして、やはり、東日本大震災のような状況がまた南海トラフ等で発生をされると言われておりますので、やはりきちっとした支援に対する受け方というものを定めておく必要があるんじゃないかと、ということで、実は受援計画というものを考えております。

こういうお配りしております冊子がございますので、またご覧いただいたら結構でございますけれども、震度6弱以上の地震発生時にこの受援計画を自動的に発動をするということと同時に、この応援に来ていただいた方々に対する対策として、応援の受け入れ本部というようなものをつくってやっていくと、そして、同時に、この支援をしていただく事務そのものが一体どうなっておるかということで、このお手元のこの資料のちょうど4ページでございますが、我々のほうでカウントしました支援をしていただきたいという事務でございますが、130業務というふうになっております。これは緊急業務と経常業務の中で、両面からこの拾い出したものでございまして、この対応する130業務それぞれに全てのマニュアルをつくりまして、それで対応を決めていく。その際は、分野別に責任者を決めて、そしてまた実施責任者を決めて、対応するというふうにしてございますので、こういうふうなことがあれば、かなり迷いなく支援を受けることができるということで、つくったものでございますので、御参考にしていただければということで、今日御報告を申し上げた次第でございます。

内容等については、また、この中に受援シートもつけてございますのでそれをご覧いただきながら、少し判断をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。よろしいですか。

それでは、ただいまの奥山市長さんのほうと私のほうから申し上げました件につきまして、何か御意見なり御質問がございますか。

特にございませんか。

○札幌市長 これは、各論みたいなのをつくられたのですか。

○神戸市長 これは、総則でございます。細かい業務単位のシートも別途ございますが、とりあえずは総則に一度目を通していただいて、というふうに思いましたので、今日お持ちしております。他に何かございませんか。

○一同 なし。

○神戸市長 次回の市長会議で奥山市長さんのほうから、この行動計画に関しては、取りまとめたものをお出しいただけるということでございますので、これに向けての取組を進めてまいります。皆さんの御協力をよろしくお願いを申し上げたいということでもございました。

それでは、続きまして、議題6に移りますが、骨太方針2013に向けた指定都市市長会の提案（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料6をご覧ください。

本年の1月9日に開催されました経済財政諮問会議におきまして、6月中旬を目処

に成長戦略と経済財政の運営方針、仮称ではございますが、骨太方針2013を策定することが表明をされております。

そこで、本会として、政府に提案を発出するため、各市に意見を伺い、提案を今見てくださいまして、御審議をお願いいたします。

なお、この場をお借りいたしまして、政権公約に対しまして指定都市市長会の要請活動につきまして、御報告をさせていただきます。

現在、7月に予定されております参議院の通常選挙に向けまして、各政党が政権公約の策定作業を進めておりますことから、指定都市市長会の意見を盛り込んでいただくため、去る5月21日に矢田会長から主要5政党に対しまして、今、ご覧いただいております提案の案とほぼ同種の内容でございますけれども、政権公約に対しまして指定都市市長会の要請活動を行っておりますので、この場をお借りをしまして、御報告を申し上げます。

以上です。

○神戸市長 それでは、この骨太方針2013に向けました指定都市市長会の提案（案）について、御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○名古屋市長 これに当てはまるかどうか分かりませんが、合意は取れなくてもいいと思っておりますが、私の意見として話があったとして聞いていただきたい。マイナンバーのことです。無批判で通しましたけど、あれもしばらく実施したら、将来的にはやめることになるに決まっています。もうアメリカでも国防総省は撤退しましたし、地方自治体に膨大な財政負担になります。今パスワードについては定期的に変えようと言っている時代に、生涯不変の何にでも使える個人のパスワードを作るなんて、時代錯誤も甚だしいです。

マイナンバーを導入することでどういう効果があって、国は一体何を考えているのか。

今の住基ネットだって、皆さんの自治体でそれぞれ財政負担があると思うけど、はっきり言って、役に立っていないじゃないですか。マイナンバーは住基ネットより壮大なものですから、各市長さんにおいてはいろんな意見があると思いますので指定都市市長会として合意は取れないと思いますが、大きな問題ですから、こういう意見があったということで、何かしていただけるとありがたいんですが。

○神戸市長 ということは、河村市長の御意見は、この骨太方針の提案（案）の中に項目を設けて、マイナンバーにも触れるべきだということですか。

○名古屋市長 導入することのメリットとデメリットをちゃんと示しなさいと。時代の趨勢に全く逆行していませんかと。地方自治体にいろんな財政負担をかけて、結局やめることになるんですよ。

○神戸市長 河村市長からそういう御意見がありますが、まず、この提案について、御意見をどういうふうに持たれておるかということ伺いまして、今、河村市長からのお話のあるマイナンバー制度について、御意見がありましたら、それも合わせて、御意見いただければと思います。

特に、この骨太方針2013に対する提案の案という点については、この挙げております項目等について、ちょうど政権公約の中で、特にこの地方分権のあり方、あるいは特別自治市のあり方について、先日、申し入れをしたところでございますが、そういうようなものと合わせて、この他の項目についても申し上げてきたということを御報告をしておきたいと思っております。

これについて、特に何か、付加するようなものがございますか。

○名古屋市長 阿部市長さんが言われましたが、交付税の名称を還付金に変えられるなら変えてほしいですが、無理ですか。

○川崎市長 交付税の名前を変えろと。

○名古屋市長 それを言わないと、日本中が誤解しています。

○川崎市長 大事なことですけども、そういう認識でずっとやっていくということが大事なので、今、文章に書いて、突然言っても全体の信憑性がなくなる可能性があるのです、少し時間をかけましょう。

○神戸市長 特にございませんか。

それでは、先ほど、河村市長からのお話ありがとうございましたマイナンバー制度について、何か御意見がございましたらと思いますが。

○名古屋市長 一言言うことは、いろんな異論があると思いますが、自治体にとって相当な財政負担になり、大変なことになります。パスワードを変える時代に税も社会保障も住民票も全部一緒の番号でやるということですから。

だから、やっぱり一言、どういうメリットがあって、どういう問題が発生して、財政負担をどうするんだということを言っていかなければならないと思います。どっちにしても将来的にはやめることになると思いますけど。

○川崎市長 一番、効き目があるのは、税務署でしょうね。隠していた財産がみんな明るみに出てくることで、金融機関と税務署が結託して、一人ひとりに名寄せをして、

番号で財産管理をするようになると、あちこちに分散している貯金がみんな一覧表になって出てきますのでね、そのあたりが最初の国民総背番号制というのは税務行政から始まってきているので、それが今、何かオブラートに包んだような形でこういうぐあいになってきておりますので、その辺の税務署だけで使うというようなこと。

○名古屋市長 名寄せを行おうと思えば、しないだけですぐできるんです。それをあえてやるということになったら、みんな逃げてしまうから自由主義経済では、分離課税にしているんです。それから経済取引を番号で捕捉するなんて、どうなるんですか一体。

○川崎市長 だから、その時点で、恐らく税務署は積極的に使うと思うんですよ。だから、その時点で反対運動が起こって、ごちゃごちゃになるかならないかだと思うんですね。

○名古屋市長 アメリカではもうやめようということが大きな流れになっていきますから。

○川崎市長 社会保障番号と税金関係ですよ。だから、今生きている人に番号を振るのか、あるいは生まれた人から順番にやっていくのか。そうすると何十年もかかるんですけどね。

○名古屋市長 いや、生きている人全員に生涯不変のパスワードを割り振ります。

○京都市長 プライバシーの保護等については留意が必要やと思いますけど、うまく活かせば区役所等の事務、革命的に効率化できるというように思いますので、留意し

ながら活かしていくと。必要な意見はその都度言っていくと、こういうことでいいんじゃないかと思うんですが。

○名古屋市長 導入するとプライバシーを保護する事務が新たに増えるから、事務はかえって増えてしまいますよ。

○川崎市長 財産が外国に逃げていく可能性があるんですね。ですから、その辺が最終的にどういう効果をもたらすかというのは、河村さんみたいに先見の明がある人ということになるのかもしれませんが。いろいろ出てくると思います。

○名古屋市長 イギリスでももう政権交代してやめると言っているじゃないですか。アメリカ国防総省も離脱しています。

○川崎市長 まさに先見の明があったっていう形になるかもしれませんがも。

○千葉市長 財政負担は、地方の財政負担が余り重くならないように、これはしっかり国で見てもらおう。そういうような話はちゃんと言い続けていかなきゃいけないと思います。

私からすると名寄せはできないですよ、今。例えば生活保護業務で資産を調べなきゃいけないわけですけども、名寄せはできないわけですよ、今。結局、銀行は名前と住所ですよ。ということは、住所を1回かえるごとに、どんどん銀行で口座、通帳をつくっていると名寄せはできないんですよ、現実問題。ですから、そういう意味で固有のIDなしに名寄せをするっていうのは、とんでもない手間がかかっている。実際、生活保護業務の資産調査では、探偵のようなことをケースワーカーはやっているわけですよ。今、資産を調べるのに当たって、10分の10で国の、最終的には私た

ちの税金を使って、資産を調べるために莫大な税金が今も経費として使われているわけですから。そういった意味では、私は固有の I D、これがなくして税等の不正的な、私たちの税金の不正利用というのを少なくしていく、アンダーグラウンドのお金を少なくしていく、そういうことはやはり必要だというふうに思いますよ。

○名古屋市長 議論すればいいですけど、なぜ世界中がこんな簡単なシステムを導入しないのかを考えればわかることです。人に番号をつけて、あらゆる経済活動や所得を捕捉する。こんな簡単なことを生活保護の方の所得把握の際になぜやらないんですか。要はやったってだめだからなんですよ。

だから、あんまりこういう単純なことに巻き込まれて、地方自治を侵されるということに、私は本当に怒っているんです。国会議員が全然議論もせず、何を考えているのか一体。もし、今言われていることが正しければ、住民票やそういった登録システムがある国は世界中で直ちに導入できますから。そういうことなんです。

○神戸市長 他に何か御意見ございますか。

○名古屋市長 議論をしようということぐらい言ってもらったらどうですか。実際に今の生活保護受給者とその所得をどうやってマッチングするのかと。それは実際に目でやったほうが確実で早いです。機械でマッチングしたら、どれだけ間違いが起こってしまうか。その上、番号と固有のパスワードを持ったら、どれだけなりすまし被害が起こるか。アメリカでは被害が3年間で1,000万人ですよ。そうなってしまいますので、とにかく議論をして、地方自治体が得になるのか損になるのか、やっぱり議論していかないといけないと思います。賛成者の意見も言っていただければいいけれど、無批判に押しつけられてはかなわいです。

○川崎市長 実際運用し始めるといろんな話が出てきてね、利害得失が議論されるようになると思いますね。だから、やってみないとわからないところがある。

○名古屋市長 一度やると、もう取り返しがつかないです。もしやるなら国会議員と公務員だけやればいい。そんなにいいものなら、国会議員でやったらどうですか。

○川崎市長 一番問題ですね、資産を外国に持っていく可能性があるんですよ。

○名古屋市長 そりゃそうですよ。だから分離課税にしている。

○川崎市長 住基ネットについては、人が限定されていたんで、まさにそういう財産関係のまで入って使えなかったんですよ。

○名古屋市長 限定したんです。

○川崎市長 あれだけでも反対運動が大分あって。

○名古屋市長 ここでやっぱり自治体がひとつの疑問なり、ひとつ議論しようぐらい言っていないと、私は後顧の憂いを残すと思います。

○神戸市長 これについては法案が一応成立したわけでありますから。

○名古屋市長 3年後に見直しがありますので。

○神戸市長 これについてそれぞれの意見というか、懸念事項を述べていくというこ

とは、誰も制限しないわけでありますから。実際に分野別に分けてみればプラスになるものの中にはあるという御意見ですから、そういうようなことも見ながら、これに対して意見を申すというような形にするのも、1つの方法ではないかなというふうに思いますけどね。

○名古屋市長 議論するというのはいいんじゃないですか。すでに番号があるんだから、様々な番号、基礎年金番号は基礎年金番号で、いろいろとあるんですから。すでにある番号などでやってみるほうがいいんじゃないかなど、自治体として一度言ってみると。

○神戸市長 ちょっと議論をもとへ戻させていただきます。この骨太方針の提案につきましては、皆さん御異議ございませんか。これにて提出するということでよろしゅうございますね。

○一同 異議なし。

○神戸市長 それでは、そのように取り計らいます。これにつきましては、要請は私と筆頭副会長の阿部川崎市長で要請活動を行ってまいりたいと思います。マイナンバー制度については、皆さんの御意見を、もしこういう点について懸念があるということでしたら、またおっしゃっていただいて、どういうふうに今後、そういうことに対処するのかというふうに考えていけばというふうに思いますので、そのような扱いでよろしゅうございますか。

○名古屋市長 そういう意見があったということだけは残しておいてください。そうでないと後顧に憂いを残します。こんなこと、ああそうですかと従ったということに

なると恥ずかしいです。

○神戸市長 それでは、次に移らせていただきます。

次第の4、その他でございますが、国会議員の会担当市長からの報告事項について、鈴木浜松市長さんから報告をお願いいたします。

○浜松市長 それでは、お手元に資料の7というのがあるので、そちらをご覧をいただきたいと思います。

かねてより指定都市を応援する国会議員の会をもう一度強化をしようということでしたが、昨年の衆議院選挙で政界の情勢が大きく変わることが予測をされましたので、衆議院選挙の後、各市東京事務所の皆さんにお世話になりまして、再度、勧誘を行いまして、現在213名の加入をいただいております。内訳は、その資料の7のとおりでございます。

今後、この組織を機動的に実際に動かしていかなければいけないので、国会議員のほうにそれを進めていくための世話人を置こうということで、主要5政党の、私のほうでキーマンに当たりまして、そこに役員一覧と書いてありますけれども、それぞれの政党から幹事、副幹事を出していただき、総理を出している与党から、超党派のこの会の全体の代表世話人を選んでいただくということで、各党と調整した結果が、そこのお手元の役員一覧でございます。全体の代表は内閣官房長官の菅さんをお願いをしております。

今後、6月の下旬に会長と私のほうで菅さんとお会いをさせていただきまして、今、指定都市が今日決議をしたような事項でありますとか、あるいは今後の方向等について意見交換をしたいというふうに思っています。それから、年内、できるだけ早い時期がいいと思いますけれども、この役員の皆さんと指定都市の市長の皆さんの会合を持って、今後の連携の方向性とか活動の方向性、こうしたものを議論する場を持って

いきたいというふうに思っております。

報告は以上でございます。

○神戸市長 ありがとうございます。特に何かこれに関して御質問とかございますか。よろしゅうございますね。

それでは、次に中核市・特例市の連携担当市長からの報告事項について、篠田新潟市長さんから報告をお願いいたします。

○新潟市長 資料8でございます。中核市・全国特例市市長会との連携ということで、1ページ目は昨年度やったことということであります。中核市と特例市の一本化を目指す決議採択というようなものがございました。

1ページ、おめぐりいただいて、我々、いよいよ多様な大都市制度を実現する、まさに正念場に差しかかっているというふうに思いますが、このとき戦後間もなく制度設計された特別市、これが府県の強い反対で結局実現しなかったということを踏まえますと、やはり多数派を形成していくということが非常に重要です。その中核が、まずこの3市長会が連携をしていこうということです。3市長会でまず基礎自治体の強化、そして自立を目指していくんだという志、理念を共有すると。都市連合など多数派を形成していくということが非常に重要だと思っております。指定都市、中核市、特例市、これを糾合すると102市、5,461万人になると。ここに自立を目指す志のある自治体、基礎自治体、これを加えていけば、我々国民の過半数を占めるということは、これはそんなに難しいことではないということだと思っております。これをさらに今年度前進をさせていこうということで、今年度の目標、3ページ目に書かせていただいております、職員向けの勉強会を通じて、各市長会が掲げる大都市制度、これを相互理解していこうと。また、3市長会によるシンポジウムを今年度も開催しようということでもあります。スケジュールはここに記載のとおりであります。シンポジウム

にて特別自治市を含め、102市それぞれの地域の実情に応じた多様な大都市制度の実現に向けてということで、まず3市長会の意識統一、これを図っていこうというものであります。

最後のページでありますけれども、そのシンポジウム、今年度は11月5日、火曜日にやると。また、勉強会、これについてもこういう形で実施をしていくということであります。102市の担当職員、これが参加の対象になるということで、こういう内容について意識を共有していこうということで、自らにふさわしい都市像の実現に向け、内発的に大都市制度改革に取り組むことができる職員の育成ということも、非常に重要だと思っております。

以上です。

○神戸市長 ありがとうございます。これについて何かお尋ねはございましょうか。特にございませんか。

それでは、次に、今後のシンポジウムにつきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 お手元のほうに資料9といたしまして、シンポジウムのチラシを用意してございますので、それをご覧いただきたいと思っております。

6月30日、日曜日ですけれども、京都市におきまして「日本の未来を切り拓く大都市制度」、副題が「なるほどっ！特別自治市 どんなんどす？道州制」でございますけれども、同志社大学大学院の新川教授、ヴァイオリニストの松尾依里佳さん、PHP総研の地域経営研究センター長の荒田様を迎えまして、門川京都市長に御登壇をいただきまして開催をいたします。6月1日から申し込み受付をいたしますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○神戸市長　それでは、次に来年の指定都市サミットの開催につきまして、奥山仙台市長よりお願いいたします。

○仙台市長　来年の指定都市サミットにつきましては、ぜひ仙台市に皆様においでをいただきたいというふうに考えてございます。具体的な日程につきましては、各市の御都合、また事務局、会長市とも御相談させていただいて追って御案内をさせていただきたいと思っております。

震災から丸3年を経ました被災地の現状なども、できれば御視察をいただければと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○神戸市長　御厄介をおかけいたしますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

次に、次回の市長会議の開催についてでございます。次回の市長会議、第35回の会議は、7月24日、水曜日でございますが、東京で開催をいたしたいと考えてございます。詳細につきましては、後日また御連絡をさせていただきたいと思っております。

以上で本日の議事は、皆さんの御協力を頂戴しまして終了したわけでございますが、せっかくの機会でございますので、何か特にこれだけは話を出しておきたいということがございましたら、お願いをしたいと思っておりますが、ございますか。

ございませんようでしたら、それでは本日の会議はこれで終了させていただきます。ただいまいろいろ御議論いただきました要望等については、できるだけ早く対処をしてまいりますので、よろしくまた御協力をいただけたらということでございます。

本日は本当に限られた時間で、このように充実した会議をしていただきましたことに御礼を申し上げまして、終わりにさせていただきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして、指定都市サミットを終了させていただきます。この後、会長と阿部川崎市長によります記者会見を、隣の部屋の借楽3での会場に移して行います。予定時間にかかわらず速やかに開催したいと思っておりますので、記者の皆様方、移動のほどよろしくお願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時49分閉会